

事務連絡
平成 29 年 5 月 19 日

門真市議会議員
戸田 久和 様

都市政策課長
市民課長

入居者居住実態調査に係る質問について（回答）

平成 29 年 5 月 15 日及び 17 日に議員より質問のあった事項につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、ご確認をお願いします。

【入居者居住実態調査に係る質問について（回答）】

○新橋住宅（1期）に関して

Q 1) 2000年度以降、募集停止をするまでの間の、各年度ごとの募集倍率

A 1) 別紙倍率一覧のとおり

Q 2) 問題の「A」氏の2004年1月から2017年4月までの、各月の水道使用量
(閉栓期間も明示して)

A 2) 過去の水道使用量について営繕住宅課から上下水道局へ問い合わせをしましたが、上下水道局では警察など調査権を有している機関にのみ、水道使用量等の個人情報に関する照会に対し回答を行っており、調査権のない営繕住宅課へは、特に個人情報には当たらない問合せ時点での給水契約の有無についてのみ回答する旨の連絡を受けました。

事務手続きとしましては、営繕住宅課から上下水道局お客さまセンターへ平成29(2007)年2月10日に照会を行い、平成29(2007)年2月14日に問合せ時点での「契約者なし」との回答を受けております。

また、市民課において把握しているものは下記のとおりです。

2014年12月3日（閉栓）、2017年3月27日（開栓）

Q 3) 市（教育も含む）としての、「A」氏への調査の日付と内容。

例 ○月○日○曜日 ○時頃 電話での聞き取り

○月○日○曜日 ○時頃 市役所できき取り

A 3) まちづくり部（平成28(2016)年度：営繕住宅課、平成29(2017)年度：都市政策課）の調査を回答します。

平成29(2017)年

2月20日 月曜日 10時頃 電気・ガス・水道使用量調査

2月27日 月曜日 15時半頃 電気・ガス・水道使用量調査

3月1日 水曜日 10時頃 電話での聞き取り

3月3日 金曜日 14時半頃 電気・ガス・水道使用量調査

3月6日 月曜日 10時頃 市役所にて面談による聞き取り

3月10日 金曜日 10時頃 電話での聞き取り

3月22日 水曜日 16時頃 電話での聞き取り

3月28日 水曜日 10時頃 電話での聞き取り

4月3日 月曜日 10時頃 電話での聞き取り

4月6日 木曜日 9時頃 A氏宅内で聞き取り、電気・ガス・水道使用量調査

市民生活部市民課の調査を回答します。

平成 29 (2017) 年

4月 12 日	水曜日	13 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 13 日	木曜日	13 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 14 日	金曜日	10 時頃	市役所にて面談による聞き取り
4月 14 日	金曜日	10 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 17 日	月曜日	14 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 18 日	火曜日	12 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
		20 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 19 日	水曜日	9 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査
		14 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
		19 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 20 日	木曜日	10 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
		19 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 21 日	金曜日	10 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査
		18 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 22 日	土曜日	10 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査
		22 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 23 日	日曜日	9 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
		18 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 24 日	月曜日	10 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
		20 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
4月 25 日	火曜日	9 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査
		19 時頃	電気・ガス・水道使用量調査
5月 10 日	水曜日	18 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査
5月 14 日	日曜日	11 時半頃	電気・ガス・水道使用量調査

Q 4) 「取得」は所有権と解釈することだが、判例や国の通知など根拠資料はあるのか

A 4) ・府や他市の見解も踏まえ、「取得」は所有権を有するものと解釈します。

なお、判例等は見当りません。

・【大阪府の見解】

大阪府では、取得の定義については持ち家に限っている。

・【他市の見解】

各市の見解は概ね持ち家に限定した考え方になっている。

・【顧問弁護士事務所（パーク総合法律事務所・谷村慎哉弁護士）の見解。】

取得の定義については、賃貸も含めて取得という考え方もあるが、条例には誰でもわかるように明確に表現しておく必要がある。その点で訴訟になることも予想され、最終的には司法の判断による。

・【用語の意味】

手に入れること。自分のものとすること。資格・権利・物品を取得すること。